

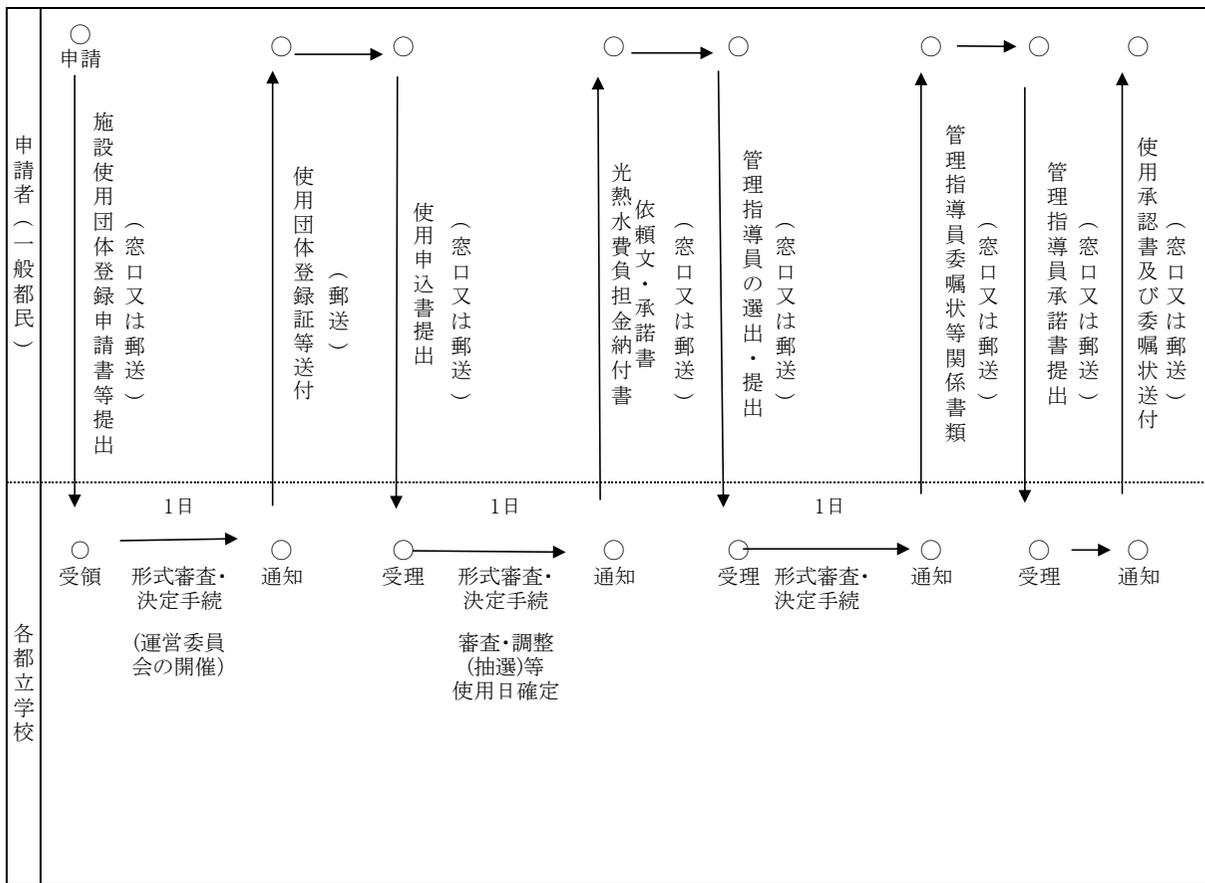
事務処理フロー図

事務名	都立学校開放事業 施設開放使用申請事務
根拠法令	社会教育法第44条、学校教育法第137条

標準処理期間計	3日
---------	----

作成部署 教育庁地域教育支援部生涯学習課(学校支援担当)電話03-5320-6893

《「都立学校施設開放事業」事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書の内容に不備がないか審査します。
2	決定手続	学校開放事業運営委員会において、資格等を審査し決定します。
3	通知	施設利用を希望する団体へ使用団体登録証及び使用申込書を送付します。
4	使用申込書	施設利用を希望する団体が使用申込書に記入し提出します。
5	審査・調整(抽選等)	記載内容に不備がないか審査し、希望が重複している場合は、抽選等を行います。
6	決定手続	使用日を決定します。
7	通知	団体に決定通知及び管理指導員依頼書、光熱水費負担金納付書(該当校のみ)等を送付します。
8	管理指導員の選出	団体は、管理指導員を選出し承諾書を提出します。
9	決定手続	管理指導員の承諾書を受理し、委嘱を決定します。
10	通知	使用承認書及び委嘱状を団体に送付します。